

五條市いじめ防止基本方針

令和6年6月

五 條 市

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与え、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがある重大な人権問題です。五條市では、市民憲章の中で「人権を尊び・互いに助け合い、夢とやすらぎのあるまちをつくりましょう」とうたい、未来を担う子どもたちが健やかな地域生活を送れるまちづくりに努め、全ての児童生徒の命・尊厳を守るため、人権教育を教育の大きな柱と位置付け、いじめの防止や早期発見等の取組を進めてきました。しかしながら、近年、人と人とのつながりが希薄になり、子どもたちの間で健やかな人間関係を築くことが難しい状況生まれています。また、パソコンや携帯電話等により、大人の知らないところで、新たないじめも起こっています。全国各地においては、いじめを背景として児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案も発生しており、大変憂慮すべき状況にあります。

「自分はかけがえのない存在である」と感じる事、あるいは他の人の大切さを認める事、多様な見方や考え方を受け入れる事は、生きていく上で、何よりも大切です。このように自分や相手を大切にしようとする姿勢は、いじめを許さない態度につながります。また、善悪を正しく判断し、自他の尊厳を守るため、自信をもって行動できる力を身に付ける事は、就学前の段階も含め、教育にとって最も重要な役割であると考えます。

そのため本市では「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）施行に伴い、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「奈良県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめは、いつでもどこにおいても起こり得るものであるという前提に立ち、いじめ防止（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成29年1月に「五條市いじめ防止基本方針」を策定いたしました。

この策定から4年が経過し、その間に国では、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定がなされ、令和3年3月、「奈良県いじめ防止基本方針」が改定されました。これらを踏まえ、本市においても、より一層効果的にいじめ防止対策を進めていくための指針となるよう、基本方針を改定することとしました。

子どもたちが人間として大切にされ、尊ばれる社会を実現することが大人の責務であるとの自覚に立ち、子どもたちの人権を尊重し、確保するため、この方針の下、市ぐるみで具体的な施策を総合的かつ効果的に推進します。

第1 いじめの防止等のための基本的な事項

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」において、いじめの定義について以下のとおり規定されています。

「いじめ防止対策推進法」より（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめ防止対策推進法第2条に規定する「いじめ」の定義

- ① 行為者も客体も児童生徒であること
- ② 行為者と客体の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ 行為者が客体に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をすること
- ④ 当該行為の結果として客体が心身の苦痛を感じる事

「奈良県いじめ防止基本方針」において、いじめの認知に関する考え方について以下のとおりまとめられています。

いじめ認知に関する考え方（奈良県いじめ防止基本方針より）

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、未然防止に努めていても、発生すると考えておくことが大事です。教師から見て児童生徒間のトラブルやけんか、ふざけあいと見えるもののなかにいじめがあると考え、限定的に解釈せず、認知にあたる必要があります。
- (2) いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。
- (3) 児童生徒間のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがある可能性を踏まえ、いじめの定義に従い適切に判断する必要があります。
- (4) 学校においては、発生しているいじめを初期段階のものも含め漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要です。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断することが必要です。さらに、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害意識に配慮し、いじめに該当するか否かを判断することが大切です。いじめは、いつでも、どこにおいても、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するという特徴が見られます。

また、いじめを受けている児童生徒が、相談しにくい状況にあること、そして一方では、気付いてほしいという思いがあることを十分に理解し、日頃から児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察することに努めなければなりません。

指導に当たっては、関係する児童生徒に対して、慎重かつ丁寧に対応し、児童生徒及び保護者との信頼関係を損なわないよう十分配慮することが肝要です。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な事案が含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつ、速やかに警察に相談・通報の上、連携して対応することが重要となります。

また、特別な支援を必要とする児童生徒等は、いじめを受ける対象になりやすい傾向があるので、保護者との連携を密にし、適切な配慮を行うことが重要です。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、いつでも、どこにおいても起こり得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象としたいじめ防止の観点が必要で、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立って進めなければなりません。そのため、全ての児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができる学校づくりが大切です。学校の教育活動全体を通じ、児童生徒を理解し、豊かな情操や道徳心、自尊感情を育み、お互いの人格を尊重し合える態度などを養う必要があります。

また、全ての児童生徒を、いじめを行う側にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むとともに、いじめを生まない・許さないという地域の教育力を高めることも重要です。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員や保護者、地域住民等、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化にも気付く力を高めることから始まります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われるこ

とが多く、また、いじめを行う側といじめを受ける側が絶えず入れ替わるという認識をもつことが大切です。そこで、大人は、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にその発見に努めなければなりません。

(3) いじめへの対処

「いじめ防止対策推進法」において、いじめへの対処について以下のとおり規定されています。

「いじめ防止対策推進法」より

(いじめに対する措置)

- 第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめと確認された場合、学校は、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行わなければなりません。その際、

当事者児童生徒の話をじっくり聴くなど、つらい思いをしている児童生徒の気持ちを十分理解した上で対応することが必要です。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案によっては、関係機関との連携が不可欠です。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めておくことが重要で、常に組織的な対応を可能とするような体制を整えておかなければなりません。

(4) いじめの解消

「いじめの防止等のための基本的な方針」において、いじめの「解消」について以下のとおり規定されています。

<いじめの解消の定義>「いじめの防止等のための基本的な方針」より

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

なお、いじめが解消したとみられる場合でも、いじめを受けた児童生徒の自尊感情が著しく低下したり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）傾向を示したりすることが考えられるため、いじめを受けた児童生徒の心のケアや支援にも配慮する必要があります。

（５）地域や家庭との連携

児童生徒の健やかな成長とよりよい学びのためには、平素から学校が積極的に地域や家庭と連携していくことが望まれます。

保護者は子どもの教育について第一義的責任を有します。しかし、家庭において社会的な規範意識等を養うためには、地域との連携が重要です。学校は、いじめ問題を含めた児童生徒の現状について、家庭と共通理解し、地域等とも連携し、協働で取り組むことが不可欠です。

本市においては、現在、豊かな教育環境の創出を目指す「地域と共にある学校づくり」（コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度））を教育活動の基盤の一つとしています。子どもたちが出すSOSを地域の大人が受け止めることで、いじめや虐待の防止につながる例も、少なからずあります。いじめの防止等に向けて、学校が平素から地域や家庭と連携・協働して、地域社会全体で児童生徒を見守り育てる体制づくりを進めなければなりません。

（６）関係機関等との連携

いじめの問題への対応において、学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関等との適切な連携が必要です。そのためには平素から関係機関（警察、こども家庭相談センター、すこやか市民部保健福祉センター、児童福祉課、社会福祉課、法務局等）の担当者との連携や連絡会議の開催等で、情報共有体制を構築しておかなければなりません。

第2 いじめの防止等のために五條市が実施する取組

1 五條市いじめ防止基本方針の策定

市及び教育委員会は、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「奈良県いじめ防止基本方針」等を参考に、「五條市いじめ防止基本方針」を策定します。また、この方針に基づくいじめ防止等の対策が効果的に進められているかについて検証し、必要に応じて見直しを図ります。

2 五條市いじめ問題対策連絡協議会の設置

教育委員会では、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「五條市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「市連絡協議会」という。）を設置しています。その構成員は、学校、教育委員会、こども家庭相談センター、すこやか市民部保健福祉センター、五條警察署など、実情に応じて決定します。

3 教育委員会における附属機関の設置

本市は、教育委員会と市連絡協議会との円滑な連携の下に、「五條市いじめ防止基本方針」に基づくいじめの防止等の対策を効果的に行うため、教育委員会に附属機関として「五條市いじめ対策委員会」を設置します。「五條市いじめ対策委員会」では、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めます。

「五條市いじめ対策委員会」の主な任務については以下の通りです。

- ・教育委員会の依頼に応じ、「五條市いじめ防止基本方針」に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策の協議
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び再発防止に資する対応策の審議

4 教育委員会が実施すべき施策

- (1) 基本的人権についての意識を高める取組の推進
- (2) 道徳性と自尊感情を高める取組の充実
- (3) いじめと不登校の未然防止、いじめの早期発見等の教育手法の研究・試行
- (4) 自己実現を図り社会の中で生きていくために必要な資質・能力を培う教育の推進
- (5) 社会の一員として自立し、社会に積極的に関わろうとする態度を身に付ける教育の推進
- (6) 体験的な活動や児童生徒が自主的に行う活動の支援
- (7) いじめに関する通報及び相談を受け付ける体制の整備

(8) 教員の指導力の向上、生徒指導体制等の充実

例. 児童生徒理解を深めるための研修の実施

(9) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びスクールサポーターの配置とその資質向上を目指した研修の実施

(10) ネットいじめ等に対応する警察及び法務局等と連携したいじめ防止の体制整備

(11) 学校と家庭・地域が組織的に連携する体制の整備

例. コミュニティ・スクールの活性化

保護者を対象とした啓発資料の作成

関係機関や地域の関係団体等との協力体制の構築

(12) 各学校が第3に規定する「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて当該取組の改善・充実を図るよう、必要となる指導及び助言の実施

(13) 教職員の理解を深めるための研修事業、スクールカウンセラー等の派遣事業、啓発事業等の上記施策を推進するために必要な財政上の措置

第3 学校が実施する取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校では、国、県及び市の基本方針等を参考にし、学校としてのいじめ防止等のための方向性や取組について「学校いじめ防止基本方針」を策定しています。この基本方針は、さらに実効性の高い取組を実施するため、必要に応じて見直し等を行います。また、この「学校いじめ防止基本方針」を学校のホームページ等で公開するなど、地域、家庭への周知に努めます。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織に係る機能強化

各学校は、いじめの防止等の措置を実効的かつ組織的に行うため、教育委員会と適切に連携し得る常設の組織を置いています。いじめに関するアンケートの見直しや、教育相談体制が組織的に運営されているかなど、いじめ防止等に関する事項を常に点検することにより、組織の機能強化を図ります。

3 学校におけるいじめ防止等のための取組の検証と学校評価

各学校において、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けます。この基本方針で定めたいじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、目標の達成状況についての評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ります。

4 学校におけるいじめの防止等に関する対応

(1) いじめの防止等のための年間指導計画の作成

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、年度当初にいじめの防止等のための年間指導計画を作成します。

年間指導計画の作成に当たっては、児童生徒の実態や学校行事等との関連を十分に考慮するとともに、保護者や関係機関との連携等にも留意します。

なお、年間指導計画については常に点検し、必要に応じて見直しを行います。

(2) いじめの未然防止

児童生徒一人一人が考えや思いを交換・交流できる場を設定するなど、互いに努力したことを認め合い、互いを尊重する集団づくりに取り組みます。いじめには形に表れやすいものもあればそうでないものもあります。例えば「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。集団づくりを通して個人を尊重し、

いじめを許容しない雰囲気を作られるよう努めます。

そして、家庭や地域等と連携し、共通理解の下、児童生徒に関わる次のような体制を構築します。

- 教職員が一人一人の児童生徒に寄り添い、児童生徒の声を受け取る、温かくぬくもりのある教職員集団の構築
 - ・教職員の指導力向上
 - ・教職員が一致協力した校内指導体制の確立
 - ・教職員が互いに相談できる環境やSOSを出しやすい雰囲気づくり
 - ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用
- 児童生徒の人権意識の高揚と豊かな心の育成、児童生徒の居場所づくり、絆づくり
- 児童生徒の道徳性と自尊感情を高める取組の充実
- いのちの尊さを学ぶための様々な体験や他者との関わりを深める取組を重視した「いのちの教育」の実践
- わかる授業に努め、授業に対する満足度を高め、個々が活躍する場を設けることによる諸問題の未然防止につながる取組の推進
 - ・授業改善の取組、個に応じた学習支援
 - ・主体的な学び、表現力やコミュニケーション能力を身に付けることを目標としたアクティブラーニングの実践
- 情報教育の充実（特にブログ、SNS（LINE等））
 - ・情報モラルのための教育
 - ・家庭内でのモラル教育やルールづくり等への啓発
- 「個人別生活カード」の活用、学年度の引き継ぎや共通理解に向けた工夫と取組
- 児童生徒個々の特性が関係するいじめ、国際化の現状から言語や文化の差から行われるいじめ及び災害や疾病等に関わる誤った認識によるいじめなどを防止するための、教職員に対する必要な対応・支援や正しい理解の促進、並びに児童生徒に対する正しい理解促進のための指導
- 保護者・地域・関係機関との連携
 - ・保護者への人権啓発
 - ・いじめをなくす取組についての家庭や地域等への情報提供

(3) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくく、気付きにくい形で行われることが多い。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、また、どんな小さいいじめも見逃さないという姿勢で、早い段階から適切に関わり、積極的に認知しなければなりません。そのために次のような取組を徹底します。

○情報の収集

- ・定期的なアンケート調査や個人面談、家庭訪問の実施
- ・校内巡回等きめ細やかな行動観察

○教育相談体制の充実

- ・いじめ等の相談窓口の設置及び校外のいじめ等の相談窓口の周知
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、校内外の専門家の活用

○「個人別生活カード」等の活用による情報収集及び日常的な教職員間の連携と情報共有

(4) 早期対応・再発防止

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒をいじめから守るとともに、ケア等の必要な支援を行います。

また、いじめを行った児童生徒に対しても、その行為について指導した上で、いじめを行う背景や抱えている課題等を究明し、今後の成長につながるような教育プログラムを展開します。

対応については、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

○正確な情報の把握と職員間の共通理解

○指導方針の決定と教職員の役割分担

○「個人別生活カード」等による記録とその活用

○事象の内容等について設置者へ報告

○いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒及び周囲の児童生徒それぞれへの継続的な指導と支援

○転学する場合、その支援と、転学先と連携したケアの継続

第4 家庭における取組

いじめの防止等に関する保護者の取組等

1 家庭における教育

家庭は、子どもが「自分はかけがえのない存在である」と感じられる、健やかな「育ち」の基盤です。家庭で健全な生活習慣を身に付け、家族とのコミュニケーションを深め、いのちの尊さを実感させて子どもの自尊感情を育むことが重要です。特に乳幼児期においては、自分が大切な存在として受け止められ愛されていることを感じることで、自分以外の人の存在に目を向け、信頼感をもって親しむようになり、こうしたかかわりを通して共感や思いやりの心を持つようになることから、大事な時期であると言えます。

また、家庭の温かい雰囲気により、子どもの心は安定し、情緒的な結び付きや他者を尊重する気持ちを育むことができます。

保護者は、子どもがいじめを行うことのないよう、規範意識を養うなど必要なしつけに努めるものとします。また、子どもがいじめに関わっていないか常に注意を払い、疑いがある場合は、学校や相談機関等との連携に努めるものとします。

2 学校等によるいじめの防止等のための対応への協力

保護者は、学校が講ずるいじめの防止等の対応に協力するよう、努めるものとします。

また、保護者を含めた大人がその責任と役割を自覚し、学校や地域と連携して「いのちの教育」を推進します。

3 いじめを受けた子どもの保護及び関係機関等との連携

保護者は、子どもがいじめを受けた場合には、子どもをいじめから速やかに保護するなど適切に対応するとともに、いじめに関わる心配等がある場合には積極的に学校や関係機関等と連携をとるよう努めるものとします。

第5 地域や関係機関等における取組

地域や関係機関等との関わりの中で、子どもたちが公共心や規範意識、コミュニケーション能力を育成できる取組を推進する必要があります。本市では、全ての中学校区でコミュニティ・スクールを実施し、地域のつながりを深めることを、学校運営にも生かしています。また、学校と地域住民、保護者とがつながりや信頼関係を深め、連携強化することで子どもたちの健やかな成長を図ります。そのため、教育委員会と連携し、各学校は地域や関係機関等に対し、以下の取組を依頼するものとします。

1 地域における取組

地域としての日常的ないじめ防止等の推進

- ・見守り等の活動
- ・いじめが疑われる行為に関する学校への連絡

2 関係機関等における取組

子どもの健全な成長を願う関係機関・団体等におけるいじめ防止等の取組の推進

関係機関・団体等の例

自治会、子ども会、老人会、PTA、コミュニティ・スクール等

第6 重大事態への対処

いじめの重大事態については、「いじめ防止対策推進法」において、以下のとおり規定されています。第28条に掲げる重大事態の発生においては、「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等により適切に対応します。

「いじめ防止対策推進法」より

(重大事態への対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」より

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(一略)

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(2、3略)

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(5略)

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

重大事態の例（いじめ防止対策推進法第28条第1項、第2項）

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自死あるいは自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

※ 相当な期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、学校の設置者又は学校の判断により迅速に調査に着手します。

○その他の場合

- ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合

Ⅰ 基本的な取組

学校において重大事態が発生した場合は、教育委員会は迅速に状況等を把握し、教育委員への報告を行うとともに、対処や方針等を決定する際は臨時の教育委員会を招集します。

また、必要に応じて、当該重大事態への対処につき市長部局との間で協議し、調整を図ります。教育委員会は、必要に応じ市長に対して総合教育会議の招集を求めることができます。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 総合教育会議第1条の4第4項）

※ 重大事態に係る事実関係には、児童生徒の個人情報が多く含まれることから、教育委員会等の会議において重大事態を取り扱う場合には、会議を一部非公開としたり、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮をします。

2 学校又は教育委員会による調査

（Ⅰ）重大事態の発生と調査

ア 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、直ちに発生の報告を行います。

- ・各学校→教育委員会→市長

イ 調査の主体

○教育委員会は、学校からの報告を受けた際、学校又は教育委員会のうち、いずれをその事案の調査を行う主体とするか、どのような調査組織とするか判断

します。

○学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、内容・方法・時期など必要な指導や人的措置等の適切な支援を行います。

○教育委員会が主体となって調査を行う場合は、次のとおりです。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に、必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

ウ 調査を行う組織

学校の調査組織、又は教育委員会が設置した「五條市いじめ対策委員会」において調査を行います。ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保します。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・いつ頃から
- ・誰から行われ
- ・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情はどうか
- ・児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・学校、教職員、保護者がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。

※ 調査の際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。また、調査そのものが二次被害を生まないように最大限の配慮を行います。

※ 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要です。

(2) 調査結果の報告及び提供

ア 調査結果の速やかな報告

調査結果の報告先

- ・各学校→教育委員会→市長

イ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。

※ 情報提供の際、他の児童生徒のプライバシー保護、関係者の個人情報

の扱いに十分な配慮を行います。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないように十分注意します。

(3) 調査結果を踏まえた対応

ア いじめを行った児童生徒に対する指導

調査結果において、いじめが認定されている場合、いじめを行った児童生徒に対して個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるようにします。いじめを行った児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を求めながら行う必要があります。

イ 調査結果を踏まえた再発防止

学校又は教育委員会におけるいじめ事案への対応において、法律や本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聞き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、再発防止に努めます。

3 調査結果の報告を受けた市長等による再調査及び措置

(1) 再調査

- 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができます。
- 再調査を行う機関は、公平性・中立性を確保するため、事前に職能団体や大学、学会等からの推薦等により委嘱された弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成します。
- 再調査を行う際には、当該調査の公平性や中立性を図るため、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）を、事案に応じて上記の専門家等から選任します。
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- 各学校について再調査を行ったとき、その結果を議会に報告します。
- 再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

4 調査結果の公表

いじめの重大事態に関する調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断します。公表する場合、いじめを受けた児童生

徒・保護者及び、いじめを行った児童生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認します。

第7 その他

五條市いじめ防止基本方針は、国及び県の動向や市の実情に合わせて、必要な見直し等を行うものとします。